

令和3年度 成年後見制度に係る意識調査（医療・福祉・介護事業者向け）
集計結果

1 意識調査について

「令和3年度 成年後見制度に係る意識調査（医療・福祉・介護事業者向け）」

実施期間 令和3年7月2日（金）から7月19日（月）

目 的 成年後見制度に係る意識調査を実施し、成年後見制度の利用促進及び山陽小野田市成年後見制度利用促進基本計画へ意見を反映させるため。

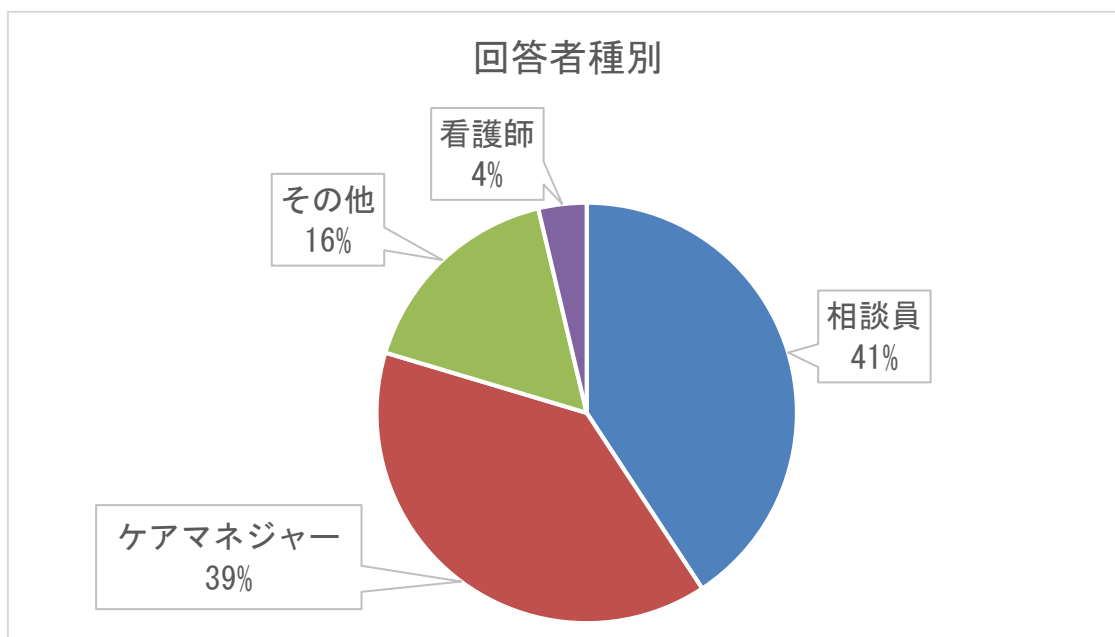
実施方法 メール

対 象 者 市内 88事業所

回 収 数 54事業所（回収率61.4%）

2 集計結果

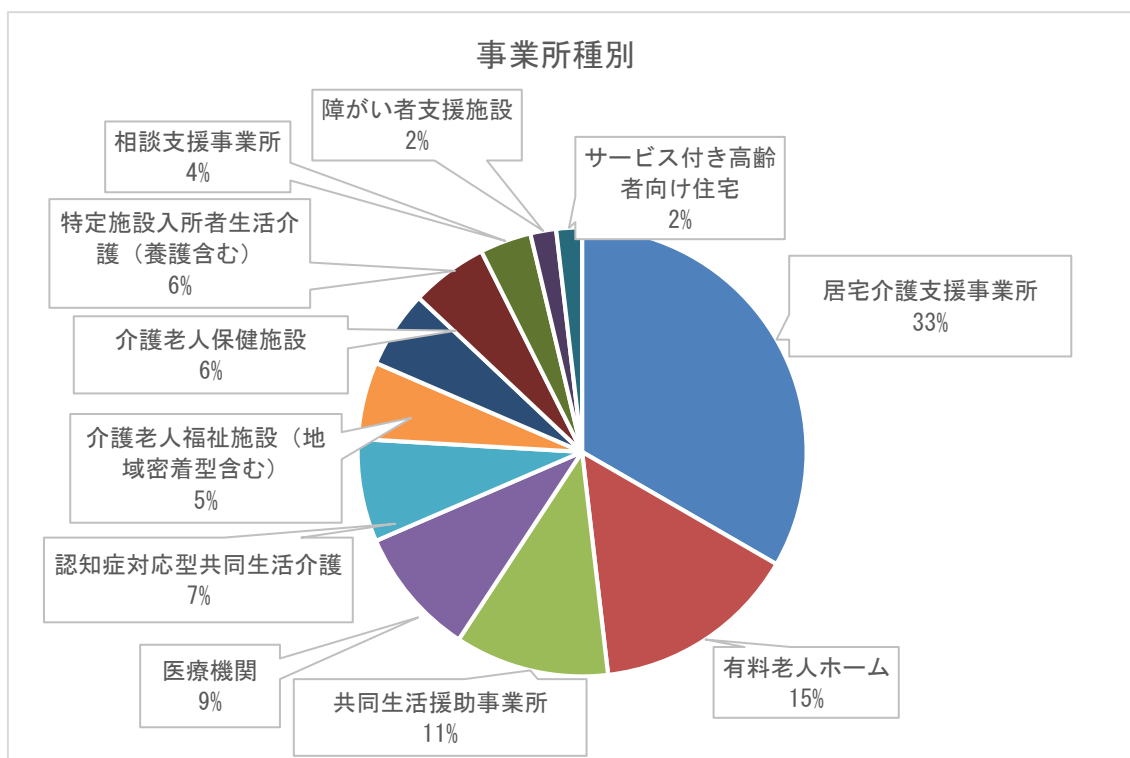
問1 回答者についてお答えください《最も近いもの1つに回答》。



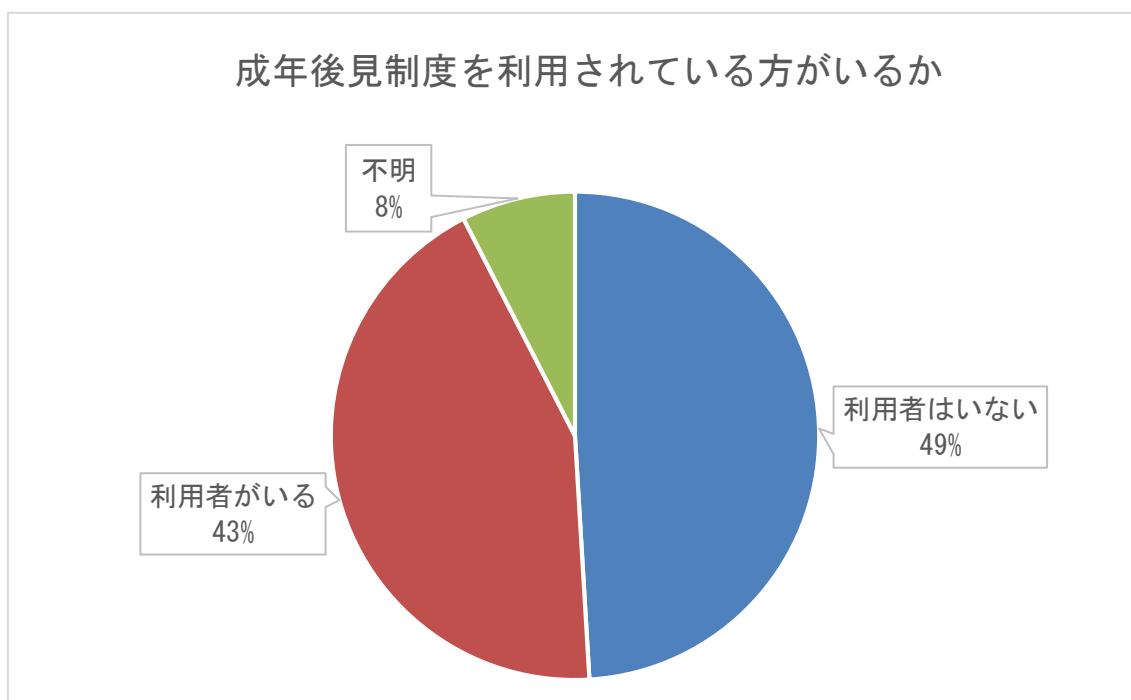
その他内容

- ・施設長、事務、所長、世話人

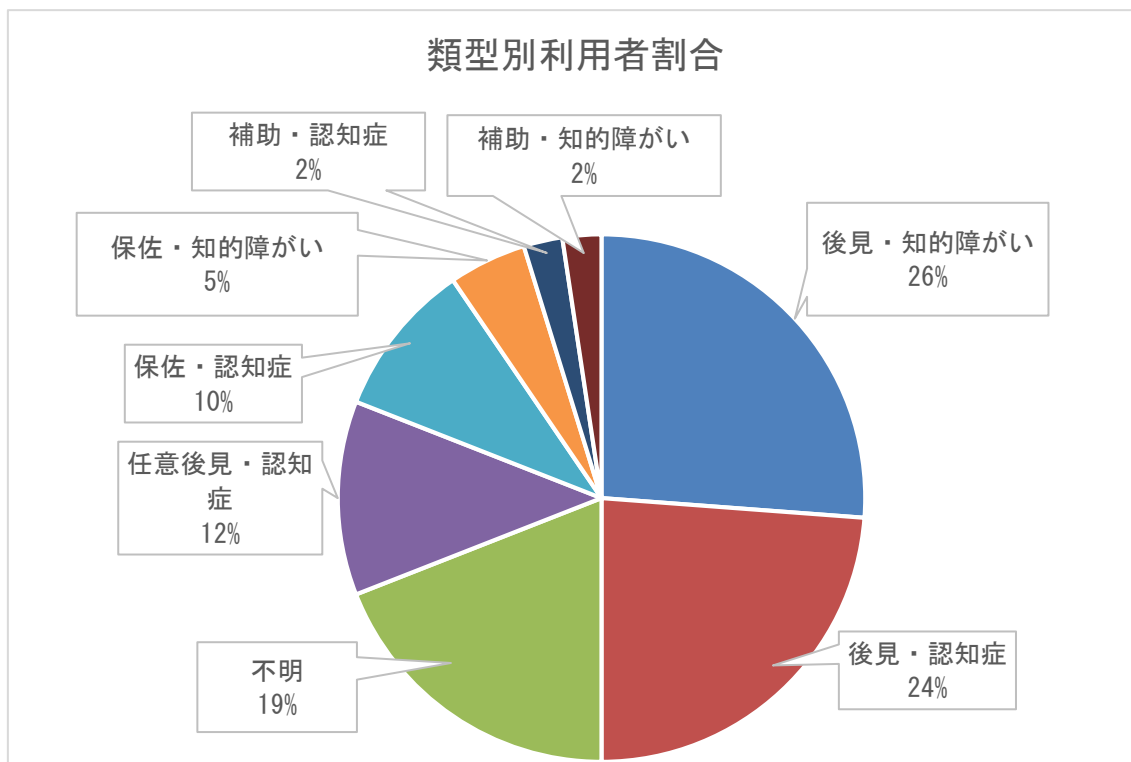
問2 貴事業所の種別についてお答えください。《回答は1つ》



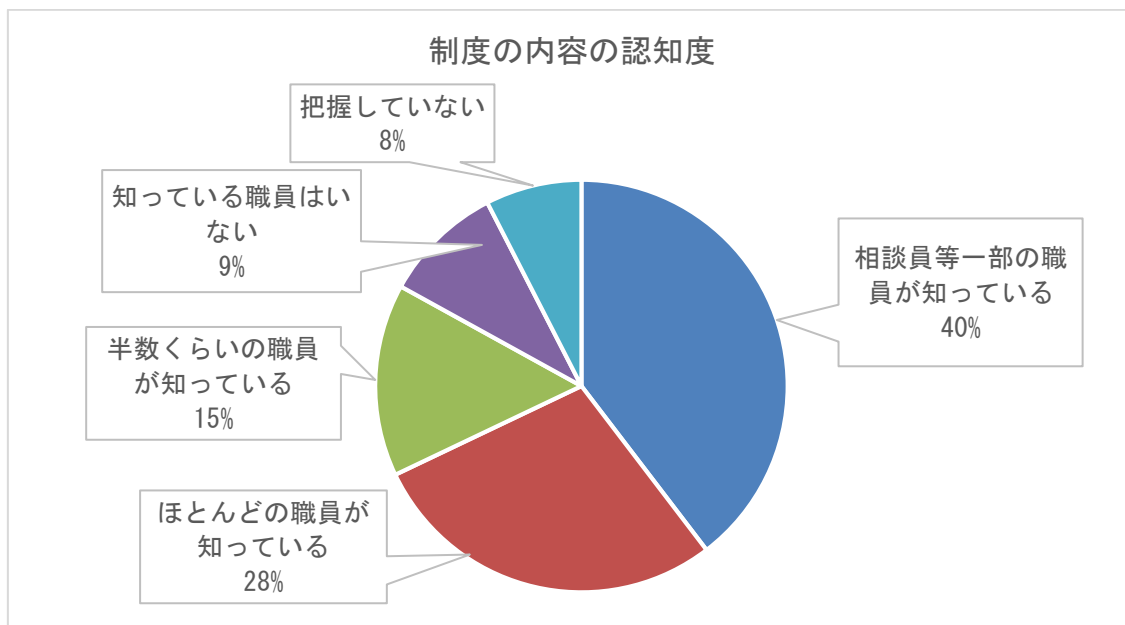
問3 貴事業所において、成年後見制度を利用されている方はいらっしゃいますか。《回答は1つ》



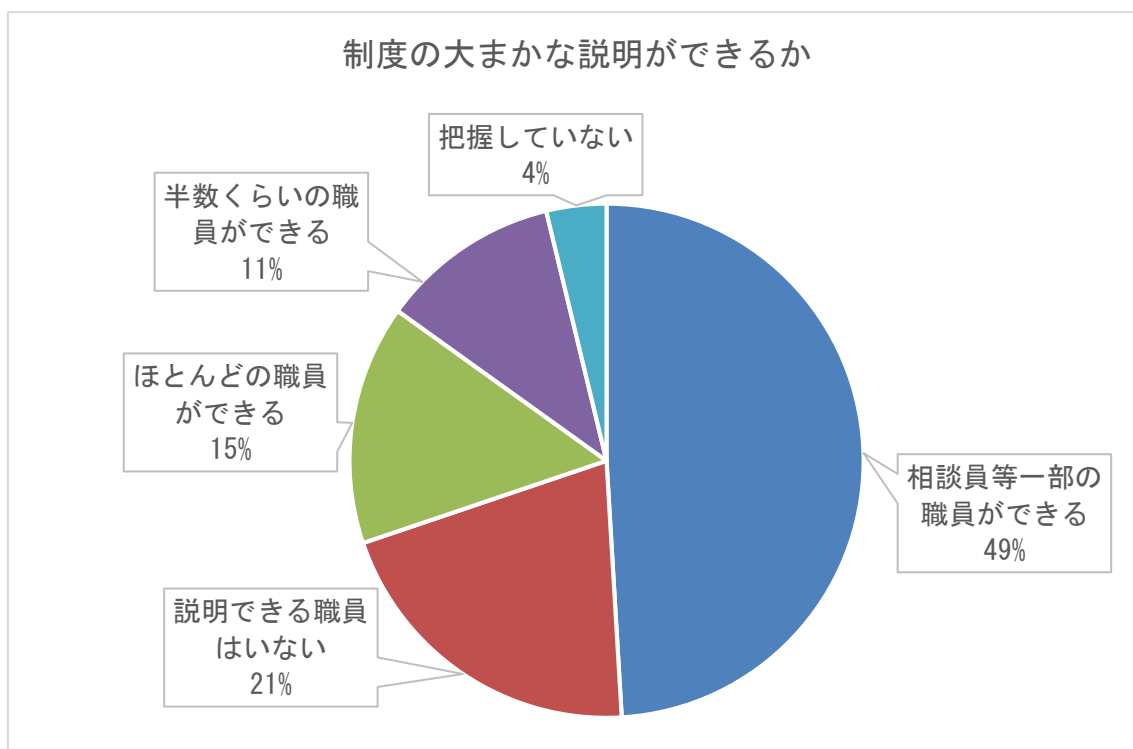
問4 問3において、「1. 利用者がある」と答えた方にお聞きします。成年後見制度の利用者数及び類型等を教えてください。



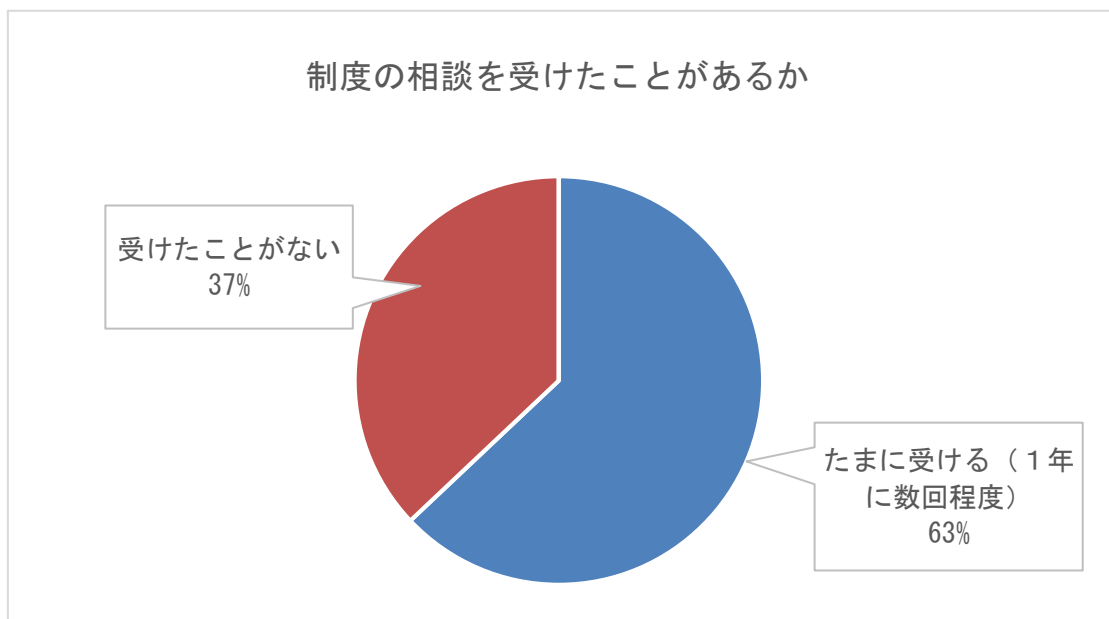
問5 利用者や家族等と関わる職員の皆様は、成年後見制度について（制度の大まかな内容、申立ての方法や費用負担等）御存知ですか。《最も近い意見1つに回答》



問6 利用者や家族等と関わる職員の皆様は、成年後見制度に関する説明（制度の大まかな内容、申立ての方法や費用負担等）ができますか。《最も近い意見1つに回答》

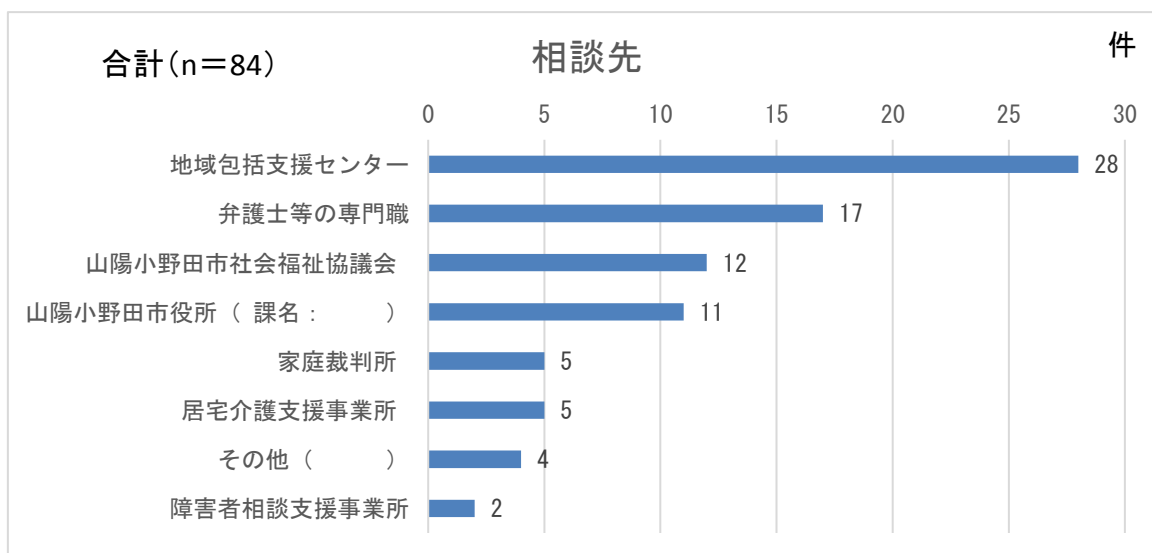


問7 成年後見制度に関する相談等を、受けることがありますか。《回答は1つ》



問8 成年後見制度に関する相談への対応について教えてください。

(1) 次の中で対応を依頼したり、ご本人やご家族に相談を勧めたりする関係機関等がありますか。《回答はいくつでも》



その他の相談先

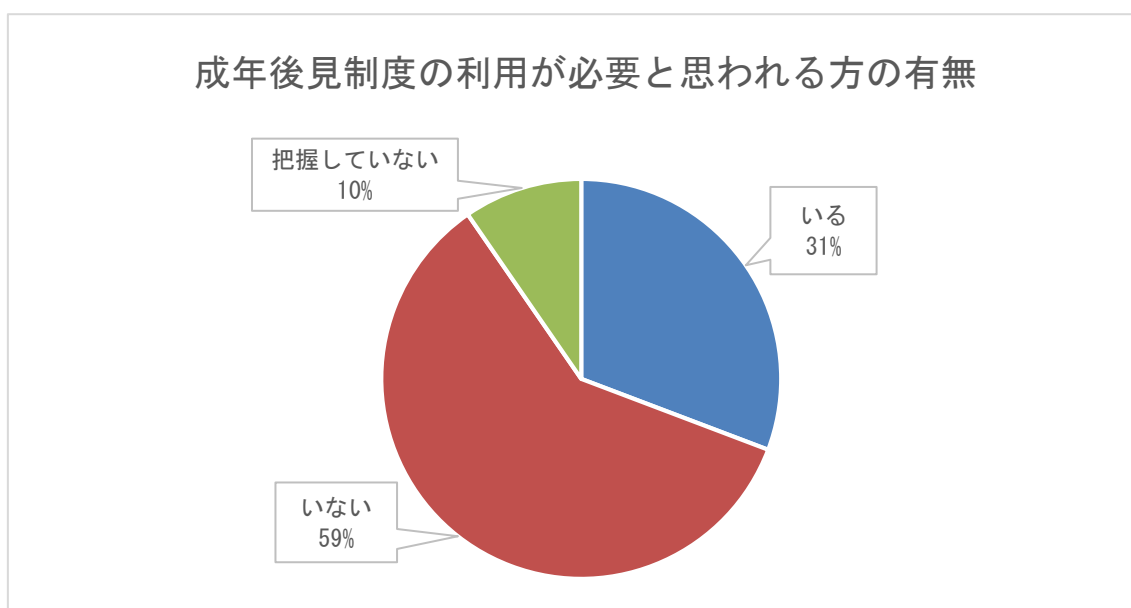
- ・法テラス、リーガルサポート
- ・宇部市役所成年後見センター
- ・高齢福祉課、社会福祉課、障がい福祉課
- ・必要に応じて本所で対応する

(2) 関係機関へどのような相談をしたか具体的にお答えください。

- ・ 申請手続き
- ・ 後見人の支援内容の確認
- ・ 制度の利用が必要と思われる利用者がいるが、どのように対応すればよいか一緒に検討して欲しいと相談した
- ・ 必要機関へつないで欲しいと相談した
- ・ ①対象となるかどうか ②独居の財産管理について
- ・ ご家族間での確執があり、金銭管理面でのトラブルが発生したため
- ・ 家族へお願いし、関係機関を進めた。(家族間金銭トラブルあったため)
- ・ 近々のことではないが、過去に身寄りのない方について、年金・支払い、契約等で相談を地域包括に行い、実際に市長申し立て等について、関係したことがある
- ・ 金銭管理の出来ない方、もしくは必要性のある方の申請について相談した
- ・ 具体的に手続き支援を希望される場合は、市社協ないしは県社会福祉士会を紹介したい
- ・ 社会福祉士会ばあとなあ委員に申し立て支援について相談した
- ・ 主介護者の長男が病気で亡くなられてしまい、今後の契約や支払いが困ってしまう
- ・ 主介護者に利用者がお金を使い込んでいるとトラブルになっている
- ・ 重度の認知症を患っておられる利用者様のキーパーソンが他界し、他に身内がおられない為、
- ・ 金銭管理等が困難となった方について地域包括支援センターへ相談を行った
- ・ 申請の手続き方法や手続きの代行依頼
- ・ 申請手続きの相談
- ・ 申立の方法、身寄りがいない場合の申し立てについての相談
- ・ 身寄りのいないケースの時にどうすればいいかを相談し、後見制度の利用を一緒に動いてもらう
- ・ 制度の利用を考えている家族からの依頼を受け、家庭裁判所へ出向き、制度利用の進め方などの説明を受けた
- ・ 成年後見制度を必要とされる利用者があり、後見制度にまずは該当するかどうか、また財産の調査を含めて、家族のあるなし等の、問い合わせなど手続きの段取りについて聞きたいと相談
- ・ 相談員業務に就いてからは、特に相談したケースがありません
- ・ 入所施設の申し込み・財産管理・金銭管理
- ・ 認知症でお金の管理や契約が出来る人がいない
- ・ 認知症でお金の管理や契約が出来る人がいない

- ・ご主人が亡くなられて、財産相続で困った
- ・認知症で勝手に契約や買い物をして困る
- ・認知症や精神疾患があり、生活するうえで金銭管理等が難しくなられてきている方や家族間の関係が悪く、誰が介護を主として行うのかを争われている時に相談
- ・負債のある方について相談した
- ・老夫婦で子供がいない方で、夫に先立たれるも、ご自分は認知症で金銭管理や買い物が一人では難しい方で、金銭管理や財産管理、施設利用等手続きをお願いしました

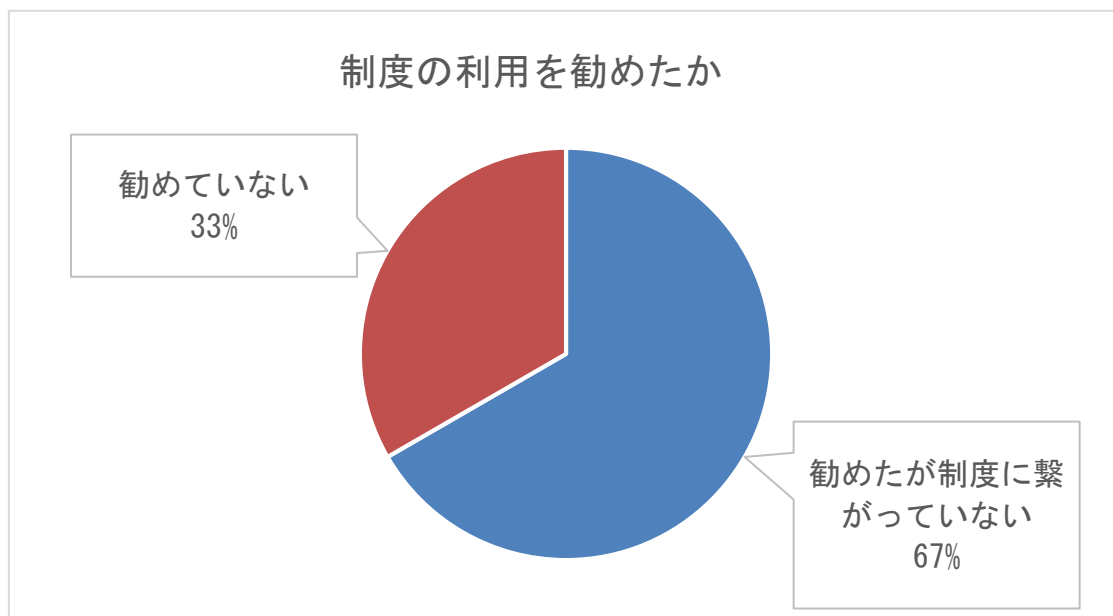
問9 貴事業所に、成年後見制度を利用していないが利用が必要と思われる方はいらっしゃいますか。《回答は1つ》



問10 問9で「1. いる」と答えた方にお聞きします。成年後見制度の利用が必要と思われる理由を教えてください。

- ・金銭管理・財産管理の能力に制約があり不利益を被る可能性があると思われる
- ・施設職員への不信感から他方からの介入が必要と思われる
- ・自分で管理したいが一人では不安と感じている
- ・施設利用にあたって身元引受人不在であり、各種契約において代理人署名が必要となった場合の検討が必要
- ・独居で必要な対応ができる身内がない
- ・本人の判断力、理解力が低下してきている
- ・家族がおられず、一人暮らしで金銭面の管理や入院時の手続き、亡くなった後の対応など、本人さんが不安に思われている
- ・家族間の仲が悪い。或は金銭管理面で信用できないご家族もいるため
- ・軽度の認知症があり、また介護を担う親族等がないため、今後の金銭管理等に不安がある方に必要と考えています
- ・現在は権利擁護事業にて金銭管理等を利用している。以前は夫が長期入院のため、権利利用後事業を利用としていたが、夫も入院をきっかけに認知症と診断され、他施設入所となった。親族とも疎遠であり、入院・入所時の手続き等ができない
- ・子供のいない老夫婦や、認知症の進行が疑われる独居老人、障害者、障害を持つ子供と同居しているひとり親について
- ・親なき後の財産管理と身上監護のキーパーソンが必要な事例がある
- ・親族が高齢で本人の財産が高額なかがいる。近い親族がない
- ・身寄りの方がいない状態で有料老人ホームに入所され、亡くなった後の手続きや入所の際の手続きなど困っている
- ・身元引受人が不在のため
- ・知的障害があり、金銭管理が難しい状態であるため
- ・知的障害で身寄りがいないため
- ・独居で認知症あり。離婚しており子供とは遠方で疎遠となっている
- ・認知症で、独居。子供とは音信不通。本人の兄弟はいたが、関係性は希薄で、生活の面倒はみれないとのことだった。適切な金銭管理ができていない状況があった
- ・利用者の中に身寄りのない高齢者がいるため

問11 問9で「1. いる」と答えた方にお聞きします。成年後見制度の利用が望ましい方へ制度の利用を勧めましたか。《回答は1つ》



問12 問11で「1. 勧めたが制度に繋がっていない」と答えた方にお聞きします。成年後見制度の利用について勧めたが制度につなげていない理由を教えてください。

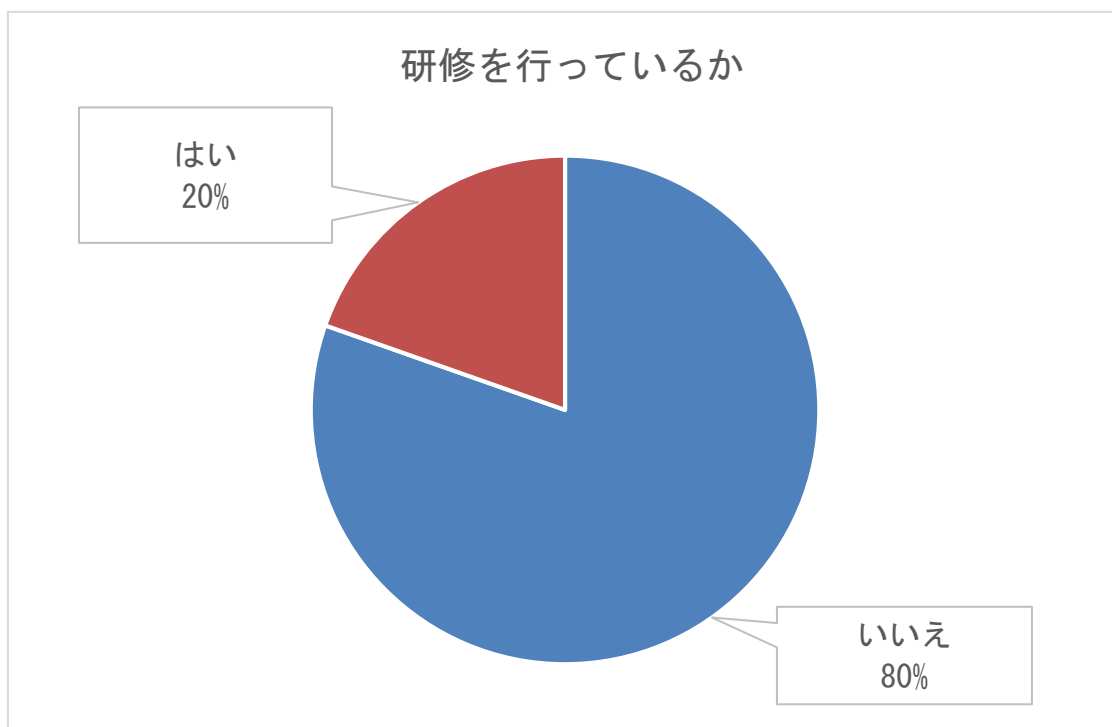
- ・申し立て費用や代行費用が高く申請を躊躇う
- ・問題が起きてからでないと必要性を感じない
(いつか申請しよう、そのうち申請しようという気持ちが強い)
- ・かかりつけ医がおらず、診断書作成を依頼する病院の検討に時間を要する
- ・申請できる身内がない
- ・申請できる身内が躊躇している(必要になったらすると言う、自分一人では申請に関する判断ができないと言う など)
- ・まだ自分で行わないといけな思っているし、他人を信用されていない。
- ・拒否や、判断能力の低下についての理解不足、費用等
- ・元妻を通して子供さんたちへ情報提供をおこない、現在、意思確認を含め相談の途中となっている
- ・現在申請手続き中
- ・支援する母親は、必要性は認識されてきているが、他の親族による任意後見を考えておられる
- ・申し立てをする人がおらず、本人は認知症を発症しているため、市町の申し立てとなるが時間がかかるためどうすればいいのか現在手続きが止まっている
- ・入所され間もなく、今から手続きを進めるため

- ・本人が拒否した
- ・本人が認知症であるとの認識なく、生活ができていると判断されている。買い物などもまだできており緊急性がないと考えおすすめている段階

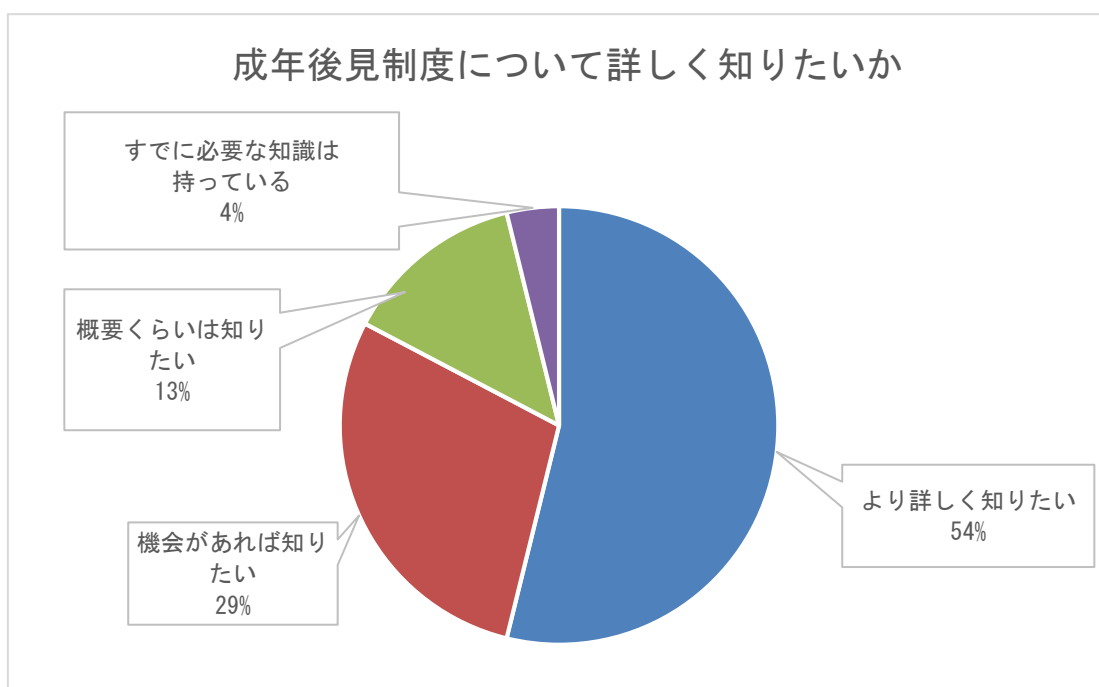
問13 問11で「2. 勧めていない」と答えた方にお聞きします。成年後見制度の利用について勧めていない理由を教えてください。

- ・「説明」するにあたり、自分自身制度の把握、理解が足りないため
- ・利用者にその理解する力が足りないため
- ・これまでは必要でないと判断したから。しかし今後は利用者が70歳となったため勧めたいと考える
- ・ご本人が必要を感じていない。制度についてよくわからない
- ・強く勧めれば、キーパーソンとの関係性が悪くなる
- ・親族間の金銭問題（資産）があると思われるが、相談を受けていない
- ・生活支援センター担当相談員が、金銭管理の対応もされていたため

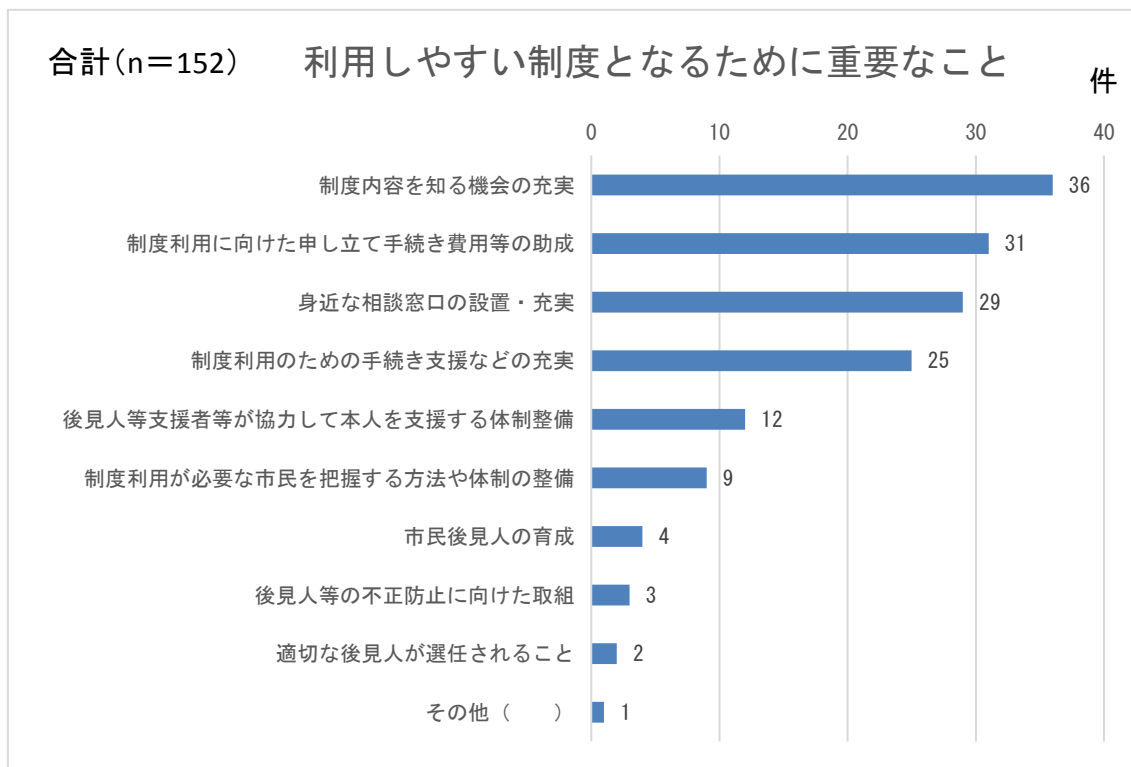
問14 貴事業所では成年後見制度に関する研修は行っていますか。《回答は1つ》



問15 成年後見制度についてもっと詳しく知りたいと思われませんか。《最も近い意見1つに回答》



問16 医療・福祉・介護事業所のお立場から、より広く市民の方に成年後見制度が利用しやすいものとなるためには、どのような取組が重要であると考えますか。《回答はいくつでも》



その他の内容

- ・ 勧められるほどの仕組みの理解と各事業所における研修機会の充実など

問17 より広く市民の方に成年後見制度が利用しやすいものとなるために、医療・福祉・介護事業所として、どのような取組ができると思いますか。

- ・勧められるほどに制度の仕組みの理解が足りないので、まずは自事業所の学びが必要
- ・ポスターなどあるのであれば、その掲示などの協力
- ・簡易的な相談窓口となり、次へつなぐ支援
- ・相談・申請窓口の紹介
- ・誰にでもわかりやすい説明ができるようになること
- ・市民が気軽に相談できる窓口を紹介すること
- ・ケアマネ連絡会等でより具体的な利用例を聞く
- ・しっかりとして、安心して任せられる後見人の育成が必要です
- ・できるだけ多くの対象者に対して制度を説明する機会を設ける
- ・ポスター等による患者、家族に向けての周知
- ・対象と思われる方を発見した場合、相談窓口への橋渡しや、申立手続きの支援を行う
- ・家族会や介護者教室などでの啓発活動
- ・介護事業所として、成年後見制度がもっと分かりやすい制度となるよう研修を開催したい
- ・運営推進会議、議題にも取り入れたい
- ・居宅介護支援事業所として、関わっている利用者様、ご家族に対し、成年後見制度というものがあるという事を知っていただく事はできると考える。又、そこから、実際に相談をしたいという希望があった際には、更に詳しい説明ができるようにすると共に、相談先を提示できるように取り組みを行っていきたい
- ・研修を行い少しは相談されたときに説明ができるようになる必要があると思います。詳しくは専門につなげる
- ・研修等を実施して、事業所の職員が知識を深める
- ・後見が必要な人の早期把握、各関係機関とのスムーズな連携
- ・後見人となっている方への連絡は、どのようにしたらいいのか等わからないので、その照会先は、社協だけでしょうか？後見人という言葉はご存じの方も多いのですが、ポスターを見かけてもそれが何をするとところか知っている市民は少ないと思います。市民への啓発がまだ不足していると考えます。
- ・かかわった方に対しては説明を行う機会がありますが、地域に必要だと思われる方に対して市民が連絡を試みようかと、簡単に連絡をしていただけるくらいまでなるといいかなと考えます
- ・子供の虐待かと感じた時に児童相談所に電話しようかと考えるくらい知れ渡

るといいですね

- ・ 広報に掲載と、簡単な説明会があると良い
- ・ 行政を中心とした被後見人等の医療、介護等に係る意思決定が困難な人への支援などをチームで検討する取組
- ・ 市民後見人の周知
- ・ 施設の職員が制度について理解していることが必要。研修等に参加し関係機関に相談する
- ・ 施設見学等で家族等が来所された際や、問い合わせがあった際に、成年後見人制度が必要と思われた時には、提示することが出来るようにしておく必要がある。そのためには、相談を受ける立場の自分達が、しっかり説明できる知識を日々身につけておく必要があると感じた
- ・ 申請の流れについては理解しているのですが、市の方針等までは把握しておらず、医療機関がどこからどこまで動くべきなのか、ケースにより様々です。医療機関がすべきことを教えていただけますと患者様に提案することも増えるかもしれません
- ・ 制度がわかりやすく、又相談しやすい環境を作ってほしい 研修の充実
- ・ 制度の活用には他職種連携が必須となると思うので、合同で研修する機会があると良いです
- ・ 成年後見人制度を利用したい方に、相談窓口を紹介できるよう、知識、ネットワークを作る
- ・ 成年後見制度に関わらず権利擁護などを必要としている方を医療、福祉、介護事業所が抽出する。自ら申請できる方もいるが、そうでない人も多い。必要性がありそうなら行政機関を紹介するなど積極的に関る
- ・ 対象となる方の把握が出来、必要に応じて説明し制度を身近に感じて知っていただくような取組
- ・ 担当している利用者さんが必要と思われる状況になった場合に、適切なタイミングで情報提供や手続きについての助言ができるように、日頃から利用者さんとの関わりを通して判断していきたいと考えます
- ・ 知識がないので分からない
- ・ 独り身の人は多いと思われるためそういう人に任意後見など先を見据えた人生の設計を一緒に行う必要性があるが、そもそもの知識がないためその話をする事ができない。そのため、後見制度の理解を深めたい
- ・ 必要な方へ成年後見制度が利用できることを伝えること
- ・ 保証人がいない方の施設入居につなげられるようにしていく取り組み
- ・ 本所にて、専門家と連携して、市民生活福祉相談事業に取り組むことを検討している

- ・利用が望ましい人かどうかの見極めができる技量を持つ。制度について、積極的に研修を受け、制度の内容について、説明できる程度の知識を持つ。医療・福祉・介護事業所が参加する制度についての研修会を開催し、適宜、適切な関係機関へ繋げられるよう、意識づける

◆その他、成年後見制度等に関するご意見・ご要望がありましたら、ご自由に御記入ください。

- ・この度機会があり、説明をいただきましたが、改めて自分自身の知識の薄さに驚いております。ぜひ勉強会などの機会を設けていただき、案内いただければ参加したいと考えます。また、福祉施設として、今後も制度の利用を必要と判断する利用者様もおられると思います。安心して利用できるように、関連施設と連携を維持することも必要と思います
- ・成年後見人の実務を行う上での課題等、意見を聞く機会があると良い
- ・成年後見制度の相談・申請支援を行う窓口の一本化
- ・申請・相談対応のために訪問する機関があると良い
- ・何回か説明聞きましたが、難しくよくわかりません。より具体例を示した説明（誰が、どこに、何を相談したか。次にどこの誰がどう動き、費用はいくらかかり、どんな安心につながったなど）があればと思います
- ・各個人が将来自分で判断できなくなった時のことを考え、金銭的なことだけではなく手続き等も確実にできるよう成年後見制度を理解し活用できるような（費用も低額で）仕組み作りをして頂きたい
- ・今後独居老人、認知症の方の増加によって、より一層成年後見人の需要が高まると感じています。その反面、それを悪用した犯罪(弁護士による横領等)も起きているのも現状です。成年後見人制度を誤解のないように説明し理解して頂く必要性は高くなっていると思います
- ・自身の今後を心配でと相談される方に相談に対する窓口、金額、相談料、ひと月の利用料等を提示しやすい物がほしい。相談は受けても社協や裁判所に行くと詳しくわかるとしか説明できていないので。相談窓口として身近に相談を受けられている方があれば、その方のお名前等知りたいと思います。例えば行政書士さんの事務所はわかるけど、その方が、後見人制度を受けておられるかなどわからない。行政書士さんの仕事内容がわからないので必ずされているのかもしれませんが。自身ケアマネをしておりますが、気軽に答えれず、社協と裁判所を勧め、敷居が高いことにつながっておりません。施設には偶然対象となる方がありませんが、居宅ケアマネとしては、相談窓口がわからず 困っています

- ・手続きを開始してから、実際に後見人が選任されるまでに長期間かかるケースが多く、入院後から手続きをすると退院に間に合いません。何かあってからでは遅いため、日頃より関わって下さっているケアマネージャーさんや施設の方からも利用促進のためご提案していただけると助かります。宇部市は成年後見センターができ、窓口が分かりやすく最初から最後まで支援して下さるので相談しやすくなりました。市民の方にもご案内しやすいので、身近なものとして考えていただけるのではないかと思います
- ・制度が複雑かつ言葉が難しく、相談援助の専門職であっても制度の詳細を理解・把握することが困難。それを対象者等に説明し、理解してもらうのはさらに困難
 - ・手続きの困難さ、適応開始まで時間がかかることなども申請を躊躇する原因の一つと考える
- ・制度に対しての助成・減額等があれば助かる
- ・成年後見人には社会事業団等の公的機関の方になっていただける制度があると安心
- ・低収入の方が利用しやすい減免等の制度があればと思います
- ・定期的な勉強会など啓蒙活動
- ・特にいまはありません
- ・冒頭の趣旨に、「成年後見制度の利用をより一層進める」とありますが、なぜ今進めていきたいのか、そうなった背景をまず周知して頂ければと思いますが、いかがでしょうか
- ・制度そのものを耳にすることは多いと思いますが、かかわる機会が稀有なこともあり、自身の知識不足を感じています。制度を必要とされている人が取りこぼされているのか、そうだとしたらなぜなのか、活用することのメリット・デメリットなど知る機会がもっと身近にあると良いです
- ・本人が制度の利用を拒否した場合、どうすることもできない。そういう場合の対処法などがあれば知りたい